

# 貸付金の**繰上償還・償還期間等**の変更を受付けます

## 全部繰上・一部繰上償還

毎月・期末勤労手当併用償還の方は、12月に一部繰上償還の申請を受付けますので、希望する場合は所属所の共済事務担当課へ申請書を提出してください。

なお、毎月償還を利用し繰上償還を希望する方や毎月・期末勤労手当併用償還を利用し全部繰上償還を希望する方については、毎月申請を受付けています。

償還方法	受付		提出期限(当組合必着)
	一部繰上償還	全部繰上償還	
毎月償還	毎月	毎月	毎月 <b>5日</b>
毎月・期末勤労手当併用償還	6・12月のみ		<b>12月6日(月)</b>

## 住宅・災害貸付金償還期間等

住宅貸付や災害貸付を利用している方は、6月・12月の年2回償還期間の短縮や毎月・期末勤労手当併用償還の割合を変更することができます。

**12月6日(月) 当組合必着**

申請書は当組合のホームページからダウンロードできます



HP  
トップ画面

ステップ1

「各申請書ダウンロード」をクリック

ステップ2

「貸付関係申込書等」をクリック

繰上償還は

16「全部・一部繰上償還承認申請書」  
償還期間等変更は

19「住宅・災害貸付金償還期間等  
変更申出書」